



京都市
CITY OF KYOTO

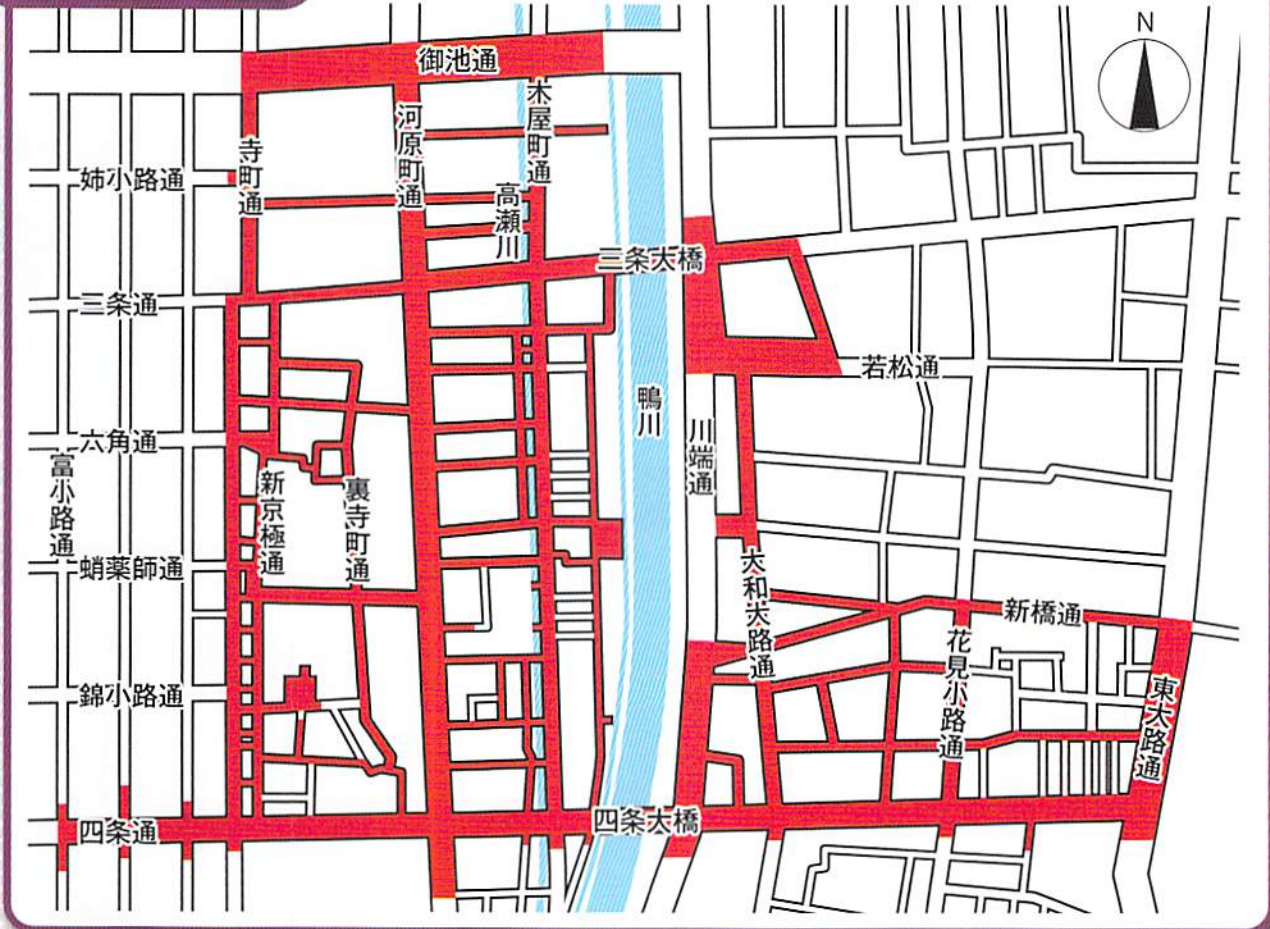
京都市客引き行為等の禁止等に関する条例

客引き行為等禁止区域を指定しました!

『客引き行為等禁止区域』では、

『客引き行為』『勧誘行為』『客待ち行為』『勧誘待ち行為』を禁止します。
(平成27年9月1日から)

禁止区域図



禁止区域内での『客引き行為等』には罰則があります!

- 違反者に対しては、市職員が指導、勧告、命令を行い、命令に違反した場合は、**5万円以下の過料**を徴収します。
- 違反者だけでなく、客引き行為等をさせた店舗や事業者も、指導、勧告、命令及び過料の対象となります。
- また、命令に違反した場合は、過料の徴収に加えて違反者の氏名（店舗や事業者の場合は、店舗名、事業者名）等を**公表**します。

客引き行為等
禁止区域
京都市

客引き行為等
禁止区域
京都市

禁止区域標識

条例により、京都市内全域で全ての業種の事業者に対し、「客引き行為等」を行ったり、行わせたりすることのないよう努めていただくこととしています。

上記区域以外でも、公共の場所での「客引き行為等」はやめましょう。

客引き行為等禁止区域で禁止される『客引き行為等』とは、 道路、公園その他の公共の場所において行われる次の行為です。

客引き行為

不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為



例えば…
通行人の中から相手方を特定して近寄り、メニューを差し出しながら「今からお食事はいかがですか」と誘う行為

勧誘行為

役務に従事するよう特定の者を勧誘する、いわゆるスカウト行為



例えば…
通行人の中から相手方を特定し、「うちの店で働きませんか」と声を掛ける行為

客待ち行為

客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

勧誘待ち行為

勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為



この条例による規制の対象とならない行為

ティッシュ、チラシ等の配布

ただし、交通の頻繁な道路において広告、宣伝等の印刷物等を手渡す場合は、道路交通法の規定に基づく許可を受ける必要があります。



例えば…
通行人に次々と「どうぞ」と声を掛けながら店の名前が入ったティッシュを配布する行為

呼び込み



例えば…
相手方を特定せず、通行人に対して「いらっしゃい、いらっしゃい」と繰り返し呼び掛けるのみの行為

※これらの行為であっても、客となるよう誘う取引や交渉に発展すれば、「客引き行為」に該当します。

※これらの勧誘方法について、自主的な規制を求める事業者や地域住民相互の間の取決めや商慣習がある場合は、それらを尊重するよう努めなければなりません。

【注意】

○この条例の規定にかかわらず、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律や京都府迷惑行為防止条例に違反する行為は、これらの法令による処罰の対象となります。

問合せ

京都市文化市民局暮らし安全推進部暮らし安全推進課

☎075-222-3193

この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！

